

I 相談事業

<出張相談会について>

平成30年度については、合計3回の相談会を見込む

理由としては、これまでの相談会の利用者の多くは公営住宅への入居を希望している。このため年4回、定期的に都営住宅の募集があるため、抽選等による結果が分かる時期に、相談会を開催する。

【相談会の改善点等について】

□第三回提案内容

体制：各団体 1人/1ブース 体制

時間：平日・休日問わず会場予約を優先し、午後開催

対応：条件変更の促し、条件変更が難しい状況の聞き取りと福祉ブースへの誘導

□今回

体制：申込者数により各協力団体により判断

時間：上記と同じ。ただし、稼働率を上げるため時間は短縮する方向で検討

対応：より効果的な対応方法を各協力団体と検討

■ 1回目 出張相談会（居住支援）

【時期】平成30年7月 中～下旬 開催

【場所】関戸公民館（ヴィータ・コミュニェ）7階 ギャラリー（聖蹟桜ヶ丘駅付近）

■ 2回目 出張相談会（居住支援）

【時期】平成30年10月 中～下旬 開催

【場所】永山公民館（ベルブ永山）3階 ギャラリー（永山駅付近）

■ 3回目 出張相談会（居住支援）

【時期】平成31年1月 中～下旬 開催

【場所】総合福祉センター 会議室等

※場所に関しては、会場都合により順序を変えることを見込む（唐木田駅付近）

<福祉なんでも相談について>

・平成29年度と同様に実施の方向で検討

・相談対応に関し、多摩市社会福祉協議会との協力体制や対応内容、役割分担等、検討を行う。

ただし、最短で6月末の国費の交付決定を想定し、7月から受付開始を目標とする。（H29は9月から）

<検討>

相談会の結果を踏まえ、以下の視点を検討

▶市内の不動産店のサポート店登録の検討

▶住まい探し相談、不動産店への同行、相談者とともに希望条件の変更検討など、相談と住まい探しをサポートする人材又は組織の公募。（モデル事業など事業形態を含め検討）➡入居・生活支援事業

Ⅱ 普及啓発事業

<家主・不動産事業者向けセミナーについて>

対象者や内容について、検討し、Ⅲの入居・生活支援事業の検討状況を踏まえ、開催。

時期：12月頃

場所：永山駅または多摩センター駅付近の公共施設

<啓発用パンフレットの作成について>

平成29年度作成した啓発用パンフレットに関し、内容をより分かりやすく、居住支援制度のパンフレットに関してもダイレクトメールで送付する。

Ⅲ 入居・生活支援事業

<入居・生活支援メニューの創出等検討>

平成28・29年度に実施した住みかえ相談会及び福祉なんでも相談等の相談内容（ニーズ蓄積）や既存の行政サービス等の整理（既存メニューの体系化）、家主・不動産事業者へのアンケート調査結果を踏まえ、今後の入居・生活支援事業に関し新たなサービスの創出、市民・事業者との連携による支援の仕組みづくりなどの検討を行う。

【ポイント】

・相談対応を行い、結果的に紹介できる物件が無かった場合に、そこで終わりにしない



▶相談事業の<検討>にある、住まい探しや不動産店への同行などのサポートをする人材または組織による、継続的な相談対応やサポートし、円滑な入居支援につなげていく。

従来

情報の取得

相談会

不動産店

賃貸住宅

見つけられない場合がある

今後

情報の取得

相談会

不動産店

賃貸住宅

サポート

IV 住替え支援事業

ニーズ調査を行い、多摩市での定住意向や多摩市の魅力や改善点など、多摩市が選ばれるためのポイントを把握し、住替え支援事業として具体的に検討していく。

また、平成30年度については、ニーズ把握に合わせ多摩市や住まいに関して興味を持ってもらうイベントを開催。

■平成30年度の取組み内容

【目的】：平成29年度に引き続き、ニーズ把握を行いながら以下の取組みを実施し、多摩市での住まい、住替えに関して興味を持ってもらう。

【内容】：テーマ別の連続講座 → 講座素案について“別紙”を参照

その他

■平成30年度の協議会組織について

<現状>

- 協議会委員のうち市の職員の構成は都市整備部より、都市整備部長とニュータウン再生担当課長が任命され、健康福祉部より福祉総務課長が任命されている。
- 平成28年度の準備会及び平成29年度の取組みを通し、特に居住支援については、単純な住宅探しの支援（相談事業）だけでは住宅確保要配慮者の住宅確保につなげられないケースが多い。
例）収入が低い。障がいを持っている。退去を求められており、緊急性がある など

<目的>

上記の現状を踏まえ、居住支援に関し、より具体的、専門的な議論や情報提供、効果的な取組みを行えるように、平成30年度の協議会の委員構成として、以下の変更を検討。

【現状】（要綱第4条）

<委員>

- 学識経験者 2名以内
- 不動産関係団体が推薦する者 4人以内
- 公的賃貸住宅事業者 2人以内
- 居住支援団体が推薦する者 1人以内
- 住替え支援団体が推薦する者 1人以内
- 健康福祉部福祉総務課長
- 都市整備部長
- 都市整備部ニュータウン再生担当課長

<事務局>

- 都市整備部都市計画課住宅担当課長
- 〃 住宅担当主査 2名
- 〃 住宅担当 2名
- 健康福祉部福祉総務課福祉総務担当主査 1名

【変更案】（要綱第4条）

<委員>

- 学識経験者 2名以内
- 不動産関係団体が推薦する者 4人以内
- 公的賃貸住宅事業者 2人以内
- 居住支援団体が推薦する者 1人以内
- 住替え支援団体が推薦する者 1人以内
- 健康福祉部長
- 都市整備部長
- 都市整備部ニュータウン再生担当課長

<事務局>

- 都市整備部都市計画課住宅担当課長
- 〃 住宅担当主査 2名
- 〃 住宅担当 2名
- 健康福祉部福祉総務課長
- 〃 福祉総務担当主査 1名